

新	旧
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>(部)</p> <p>第14条 第4条に定められた事業を円滑に運営するため、後援会に 会計、広報及び運営の各部を置き、幹事をもって構成する。</p> <p>2 前項に規定する各部の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会計部は、収支決算書及び予算書の作成に関する事。</p> <p>(2) 広報部は、広報誌の発行に関する事。</p> <p>(3) 運営部は、事業計画に基づく行事の企画・運営に関する事。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>(部 <u>会</u>)</p> <p>第14条 第4条に定められた事業を円滑に運営するため、後援会に 会計、広報及び運営の各部<u>会</u>を置き、幹事をもって構成する。</p> <p>2 前項に規定する各部<u>会</u>の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会計部<u>会</u>は、収支決算書及び予算書の作成に関する事。</p> <p>(2) 広報部<u>会</u>は、広報誌の発行に関する事。</p> <p>(3) 運営部<u>会</u>は、事業計画に基づく行事の企画・運営に関する事。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>

